

介護職員等による喀痰吸引等
(たんの吸引等)

登録特定行為事業者 申請の手引き

令和8年4月 広島県介護政策課

提出先・お問い合わせ先

広島県介護政策課 介護人材グループ 電話 082-513-3142

HP: [広島県 たんの吸引等](#)



*事前に県のHPをご確認ください。様式等がダウンロードできます。

目次

1	特定行為事業者の登録について	1
2	登録要件について	1
	2.1 登録基準	
	2.2 登録基準：医療関係者との連携	2
	2.3 登録基準：その他の安全確保措置等	4
3	申請等の手続き	6
	3.1 申請の流れ・窓口・手数料	
	3.2 申請書類	7
4	その他	8
	4.1 定期的な自己点検	
	4.2 県からの立入検査	
	4.3 登録の取消・業務停止	

1 特定行為事業者の登録について

個人・法人に関わらず、介護職員等がたんの吸引及び経管栄養（以下、「たんの吸引等」という。）を実施するには、該当の職員が「認定特定行為業務従事者」として認定されていることとあわせて、事業所が「登録特定行為事業者」として県へ登録されている必要があります。（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条）

★登録特定行為事業者一覧 ⇒登録特定行為事業者の登録情報を県HPに掲載しています。

2 登録要件について

2.1 登録基準

登録特定行為事業者となるためには、次の登録基準を満たす必要があります。

⇒「登録適合書類」（様式4）等で審査します。

(1) 医師、看護師等との連携を確保するに足る次の基準に適合すること

- ① 喀痰吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けること
- ② 利用者の状態について医師、看護職員が定期的に確認すること
- ③ 医療従事者と介護職員とで適切な役割分担、情報連携が図られていること
- ④ 医療従事者と連携のもと、利用者ごとの喀痰吸引等実施計画書を作成すること
- ⑤ 喀痰吸引等実施報告書を作成し、担当医師に提出すること
- ⑥ 緊急時における医療従事者との連絡方法が定められていること

(2) 喀痰吸引等の実施内容及び実施記録に関する次の基準に適合すること

- ① 喀痰吸引等の実地研修まで修了した介護職員等が業務を行うこと
- ② 介護福祉士への実地研修実施方法が規定されていること（登録喀痰吸引等事業者※のみ）
- ③ 安全委員会の設置が規定されていること
- ④ 安全性確保のための研修体制が確保されていること
- ⑤ 喀痰吸引等実施のために必要な備品が備わっていること
- ⑥ 衛生面を考慮した備品の管理方法が規定されていること
- ⑦ 感染症の予防、発生時の対応方法が規定されていること
- ⑧ 喀痰吸引等実施に対する利用者、家族への説明、同意手順が規定されていること
- ⑨ 業務を通じて知り得た情報の秘密保持措置が規定されていること

(3) 医療的ケア実施体制が充実しており介護職員等が喀痰吸引等を実施する必要性に乏しい場合に該当しないこと

⇒ 病院または診療所などの医療機関は登録の対象外となります。

【根拠規定】

- ・社会福祉士及び介護福祉士法（以下、「法」）第48条の5第1項
- ・社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（以下、「省令」）第26条の3

2.2 登録基準：医療関係者との連携に関する事項

登録特定行為事業者は、医療関係者との連携にあたって、次の登録基準に適合する必要があります。

⇒「登録適合書類」（様式4の別紙）等で審査します。

1. 医師の文書による指示

●対象者の希望、心身の状況等を踏まえて、以下の医学的観点に基づき、個別に指示を受けること

- ・介護職員等による喀痰吸引等の実施の可否
- ・喀痰吸引等の実施内容
- ・その他、喀痰吸引等計画書に記載すべき事項

※文書による指示を行う医師については、施設の場合や配置医や嘱託医、在宅の場合は対象者の主治医等を特定して、対象者の身体状況の変化等にも継続的に対応できるよう努めること

2. 医療関係者との連携確保及び役割分担

●医師又は看護職員による対象者の定期的な状態確認を行い、対象者の心身の状況に関する情報を共有し、喀痰吸引等の実施に際して喀痰吸引等業務に従事する者（以下、「喀痰吸引等業務従事者」という。）と医療関係者との間での連携体制の確保と適切な役割分担を定めること

●具体的な連携体制の確保については、

①事業者が介護老人福祉施設等の施設など、喀痰吸引等業務従事者と医療関係者が同一事業所内に配置されている場合は、施設内における配置医や配置看護職員と喀痰吸引等業務従事者及び施設長等の管理者の関与について、内部規定及び組織図等で定めておく等により担保を図ること

②事業者が訪問介護事業所等の在宅事業所など喀痰吸引等業務従事者と医療関係者が異なる事業所内において従事している場合は、喀痰吸引等業務従事者及び事業所の管理責任者、対象者への喀痰吸引等に関与する訪問介護事業所等の看護職員及び管理者、並びに主治医等の間において、喀痰吸引等業務従事者から看護職員への日常的な連絡・相談・報告体制の他、看護職員と医師、喀痰吸引等業務従事者と医師との連絡体制等についての取り決めの文書化などにより連携体制を構築すること

●適切な役割分担については、喀痰吸引等を必要とする対象者ごとに、連携体制構築化における情報共有の方法、医療関係者による定期的な状態確認の方法等、それぞれの状況に応じた役割分担の明確化についての取り決めの文書化などにより行うこと

3. 喀痰吸引等計画書の作成

●対象者の希望、医師の指示及び心身の状況を踏まえて、医師又は看護師との連携の下、喀痰吸引等の実施内容その他の事項を記載した計画書を作成すること

●作成された計画書については、対象者の心身の状況の変化や医師の指示等に基づき、必要に応じて適宜内容等の検証や見直しを行っていくこと

4. 喀痰吸引等実施状況報告書の作成

●喀痰吸引等を実施した日、実施内容、実施結果等を記載し、事業所又は施設の管理責任者、施設の場合においては配置看護職員、在宅の場合においては連携先の訪問介護事業所の看護職員への情報提供や確認も踏まえながら、指示を行った医師への報告と確認を行うこと

●報告の頻度については、喀痰吸引等の提供が一定程度安定して行われている場合には、事業所の報告体制に関する取り決め等に準拠し、一定程度の頻度で行うこと

5. 急変時等の対応

●対象者の状態の急変等に備え、速やかに医師又は看護職員への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておくこと

6. 業務方法書

●上記の事項その他必要な事項を記載した、喀痰吸引等業務に関する書類を作成すること

※喀痰吸引等業務に関する関係者や関係機関等の具体的な内容について文書化し共有することで、一定程度以上の提供業務に関する基準を整備し、安全かつ適正な提供体制の確保を図るもの

※業務方法書として、以下の内容について定めた場合は、その業務方法書をもって、登録適合書類として差し支えない

(※広島県の提供する業務方法書(参考様式)をベースに、事業所の状況に応じて作成することにより、この要件を満たす書類となります)

①喀痰吸引等の提供体制に関すること

○具体的な連携体制及び役割分担に関すること

※関係機関の名称、関係者の氏名及び役職等を含むこと

※情報共有の方法、定期的な状態確認の方法等それぞれの状況に応じた役割分担の明確化を含むこと

○具体的な安全体制に関すること

・安全委員会の設置・運営に関すること

※安全委員会の設置規程、構成員一覧、その他実施計画など委員会の運営に関する資料を含むこと

・実践的な研修会に関すること

※研修内容等を含んだ具体的な研修計画を含むこと

・ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積及び分析に関すること

※実施の目的、ヒヤリ・ハット等の事例の収集方法や報告様式、具体的な分析体制等を含むこと

・備品及び衛生管理に関すること

※備品等一覧、衛生管理に関する規定、感染予防及び感染症発生時の対応マニュアル等を含むこと

○秘密保持に関すること

※対象者への説明手順等に関する施設又は事業所内の取り決め等を含むこと

②喀痰吸引等の業務の手順に関すること

○医師の文書による指示に関すること

※施設又は事業所において使用する指示書様式、具体的な指示の手順等を示した記載容量の整備等を含むこと

○具体的な計画作成に関すること

※施設又は事業所において使用する喀痰吸引等計画書様式、計画承認のプロセスに関する規定、計画変更・見直しの頻度等に関する取り決め等を含むこと

○具体的な報告手順に関すること

※施設又は事業所において使用する喀痰吸引等実施状況報告書様式、報告頻度や報告の手順等に関する取り決め等を含むこと

○対象者等の同意に関すること

※同意に要する様式、同意を得るための具体的な説明手順、同意を得た旨の証明に関する取り決め等を含むこと

○具体的な急変時の連絡手順に関すること

2.3 登録基準：実地研修及びその他の安全確保措置等に関する事項

登録特定行為事業者は、喀痰吸引等の実施に際し安全かつ適切に実施するために、次の登録基準に適合する必要があります。

⇒「登録適合書類」（様式4の別紙）等で審査します。

1. 実地研修修了者による喀痰吸引等の実施

- 喀痰吸引等の実地研修まで修了した介護職員等が業務を行うこと
 - 介護福祉士が、基本研修又は医療的ケアを修了している場合であって、実地研修を修了している場合にのみ、その介護福祉士に行なわせること
- ※実地研修を修了していない介護福祉士に喀痰吸引等業務を行かせた場合、登録の取消し又は業務停止等の処分の対象となり得る
- ※仮に介護福祉士が実地研修を受けずに喀痰吸引等を行った場合、信用失墜行為違反となり、行政処分（登録の取消し又は名称使用停止）の対象となり得る

2. 介護福祉士の実地研修（登録喀痰吸引等事業者のみ、広島県内の登録はありません）

- 介護福祉士が、基本研修又は医療的ケアを修了している場合であって、実地研修を修了していない場合には、その介護福祉士に対して次に掲げる要件を満たす実地研修を行うこと
 - ・ それぞれの行為を、規程の回数以上実施するものであり、かつ、介護福祉士が習得すべき知識及び技能について、医師、保健師、助産師、又は看護師等が適切にその修了の程度を審査すること
 - ・ 審査により、実地研修において修得すべき知識及び技能を修得したと認められる介護福祉士に対して、実地研修修了証を交付すること
 - ・ 実地研修修了証を交付した場合には、交付を受けた介護福祉士の氏名、生年月日、住所及び交付年月日を記載した帳簿を作成するとともに、喀痰吸引等業務を廃止するまで保存すること
 - ※業務を廃止した場合には、帳簿の管理を県へ引き継ぐこと
 - ・ 実地研修修了証の交付状況について、定期的に（少なくとも年1回以上）県知事に報告すること

3. 安全委員会の設置

- 医師又は看護職員を含む者で構成される安全委員会を設置すること
- ※既存の委員会等（施設の場合においては、感染予防委員会、事故発生防止委員会など、在宅の場合においては、事業者が定期的に参画しているサービス担当者会議など）が設置されている場合、満たすべき構成員等が確保されており、次に示す所掌内容について実施可能な場合、その体制の活用により安全確保体制を構築しても差し支えない
- 安全委員会は、以下について取り決めを行うこと
 - ・ 委員会の設置規程に関すること。
 - ・ 喀痰吸引等業務の実施規程に関すること
 - ・ 喀痰吸引等業務の実施方針・実施計画に関すること
 - ・ 喀痰吸引等業務の実施状況・進捗状況の把握に関すること
 - ・ 喀痰吸引等業務従事者等の教育等に関すること
 - ・ その他、事業所の喀痰吸引等業務の実施に関して必要な事項に関すること

4. 研修体制の整備その他の安全確保

- 業務に応じた実践的な研修（いわゆるOJT研修等）や、ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積及び分析などを行うための体制整備を行うこと
- ※加えて、喀痰吸引等の提供について賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、喀痰吸引等についても対象となる損害賠償保険制度に加入しておくか、賠償資力を有することが望ましい

5. 備品等の確保

- 喀痰吸引等の実施のために必要な備品等を備えること

備えておくべき備品等一覧

品名	数量	備考
吸引装置一式	適当数	
経管栄養用具一式	適当数	
処置台又はワゴン	適当数	代替機能を有する床頭台等でも可
心肺蘇生訓練用機材一式	適当数	

※同一敷地内にある複数事業所において喀痰吸引等業務を行う場合には、業務の運用に支障がない場合は、備品等の併用可

※喀痰吸引等業務の提供を受ける者が必要な備品等を所有している場合は、その備品の使用可

6. 備品等の衛生的な管理及び感染症予防措置

- 5の備品等について、衛生的な管理に努めること
- 業務従事者が感染源となることを予防するため、消毒・滅菌の徹底、必要に応じて使い捨て機材の活用を図るほか、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じること
- 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと

7. 対象者又はその家族等への説明と同意

- 計画書の内容として記載されている医師の指示、具体的な喀痰吸引等の手順、具体的な緊急時の対応手順などについて、対象者及びその家族に理解しやすい方法で説明を行うこと
- 計画書内容及び十分な安全確保が図られている中で実施されることについて、対象者の理解、同意を得た上で実施すること

8. 秘密の保持

- 業務に関して知り得た情報を適切に管理し、その秘密を保持するために必要な措置を講じること
- ※事業所の従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約締結時等に取り決めるなどの措置をとること
- ※介護福祉士においては、法第46条においても守秘義務が課せられているので、事業者は従事者である介護福祉士に対し、その旨についての周知等を徹底すること

【根拠規定】

- ・社会福祉士及び介護福祉士法（以下、「法」）第48条の5第1項
- ・社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（以下、「省令」）第26条の3
- ・厚生労働省社会・援護局長通知（社援発1111第1号 H23年11月11日）第3章

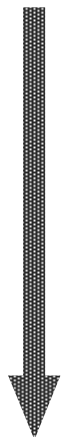
3 申請等の手続き

3.1 申請の流れ・窓口・手数料

【必要な手続き】

手 続 き		手数料
新 規	業務開始予定日の2か月前を目安に事前協議を開始してください	3, 200円
更 新	実施する特定行為（喀痰吸引等）を追加する場合、更新申請書の提出が必要です	
変 更	次の項目に変更が生じる場合、 事前に 変更届の提出が必要です ・代表者の氏名・法人住所、事業所の名称・所在地、 法人の寄付行為又は定款 ・業務方法書 ・喀痰吸引等を行う介護福祉士・特定認定行為業務従事者の名簿 ・喀痰吸引等の実施に係る備品一覧	
辞 退	登録済みの特定行為（喀痰吸引等）のうち、すべてまたはいずれかの登録を辞退しようとする場合、辞退届の提出が必要です	

【申請の流れ】 ※新規・更新の場合（変更等の場合は随時、書類を提出してください）



- 事前協議 ～電話問合せ or 来庁（日程は予約してください）
⇒申請内容を確認し、提出書類等についての留意事項をお伝えします
- 申請書（案）電子データ等の提出
⇒下記電子メールアドレスへ送信してください
審査後、追加書類や補正箇所をお伝えします
補正が完了次第、手数料の納付書を送ります
- 申請書（代表者職印押印文書、登記事項証明書、手数料納付書の振込証明書）の郵送
⇒内部決裁後、登録を通知します
- 登録通知の受理 ～登録後の事業開始日からサービスができます

【事前協議・書類提出窓口】

広島県健康福祉局 介護政策課 介護人材グループ 喀痰吸引等事務担当
 電話 082-513-3142（ダイヤルイン）
 E-mail kaigojinzai@pref.hiroshima.jp

【手数料】 ※新規のみ必要

次の手数料を「納付書」によって納めてください。
 納付書は申請書類の補正完了後、県が交付します。

登録特定事業者の登録手数料	3, 200円
---------------	---------

3.2 申請書類

【新規・更新申請】

書類名		新規	更新	備考
1	<input type="checkbox"/> 登録特定行為事業者登録申請書	○		【様式1】
	<input type="checkbox"/> 登録特定行為事業者登録更新申請書		○	【様式5】
	<input type="checkbox"/> 法人の定款又は寄付行為（写し）	○		法人の場合
	<input type="checkbox"/> 登録事項証明書（原本）	○		
	<input type="checkbox"/> 住民票の写し	○		個人の場合
	<input type="checkbox"/> 納付書（振込証明書）	○		
2	<input type="checkbox"/> 介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿	○	○	【様式2】
	名簿に記載された者の「従事者としての資格」を証明する書類の写し			※更新時に変更がある場合添付
	<input type="checkbox"/> 認定特定行為業務従事者：認定証	○	△（※）	
	<input type="checkbox"/> 介護福祉士：登録証（実地研修を修了した喀痰吸引等行為の記載のあるもの）			
	<input type="checkbox"/> （准）看護師の免許をもって介護職員として喀痰吸引等業務を行う者：免許証			
3	<input type="checkbox"/> 誓約書	○		【様式3】
4	<input type="checkbox"/> 登録適合書類	○	○	【様式4】
	<input type="checkbox"/> 登録適合書類チェックリスト	○	○	【様式4別紙】
5	<input type="checkbox"/> 業務方法書	○	○	【参考様式】
	<input type="checkbox"/> 利用者別関係機関一覧	○	○	【参考様式】
	<input type="checkbox"/> 安全委員会名簿	○	○	【参考様式】
	<input type="checkbox"/> 備品一覧表	○	○	【参考様式】
	<input type="checkbox"/> 緊急時対応マニュアル	○	○	【参考様式】

【変更届】

書類名	備考
■ 登録特定行為事業者変更登録届出書	【様式6】

※いずれも変更内容がわかる書類を添付してください

変更事項	添付書類
法人の名称・所在地	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書等
代表者の氏名	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書等
事業所の名称・所在地	<input type="checkbox"/> 業務規程等
法人の寄付行為又は定款	<input type="checkbox"/> 法人の寄付行為又は定款，登記事項証明書
業務方法書	<input type="checkbox"/> 業務方法書等
喀痰吸引等を行う介護福祉士・認定特定行為業務従事者の名簿	<input type="checkbox"/> 従事者名簿 <input type="checkbox"/> 認定特定行為業務従事者認定証の写し (※新規認定や異動等で追加・変更となるもの)
喀痰吸引等の実施に係る備品一覧	<input type="checkbox"/> 備品一覧等
実地研修責任者の氏名	(※登録喀痰吸引等事業者のみ)

【辞退】

書類名	備考
■ 登録特定行為事業者登録辞退届出書	【様式7】

4 その他

4.1 定期的な自己点検

登録特定行為事業者においては、登録要件や適合基準に合致しているかどうか、変更手続き等に漏れがないかなど、定期的な（少なくとも年1回以上の）自己点検等を行うとともに、喀痰吸引等実施に携わる関係者間で必要な情報共有を行うなど、適切な事業所運営に努めてください。

※「自己点検シート」を県ホームページに掲載しています。

4.2 県からの立入検査

【立入検査】

適切な喀痰吸引等の実施のため必要があると認めるときは、立入検査をすることがあります

【根拠規定】

・法附則第20条第2項の規定において準用する法第20条

4.3 登録の取消・業務停止

次のいずれかに該当する場合は、登録の取り消し、または業務停止を命じることがあります

- 欠格条項（様式3号）のいずれかに該当したとき
- 登録基準に適合しなくなったとき
- 変更等の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき

【根拠規定】

・法附則第20条第2項の規定において準用する法第48条の7